

新たな販路拡大等事業支援補助金

1 新たな販路拡大等事業支援補助金とは？

新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら、新たな販路拡大等に取り組む**農林漁業を主たる事業として営む組合等**に対する支援です。

2 支援金

上限 50万円

※1事業者1申請のみ

3 申請期間

令和2年10月1日(木)～令和2年12月25日(金)

※ 申請は取組み終了後になります。

※ 申請方法は裏面でご確認ください。

※当日消印有効

4 対象事業者

- (1) 山口県農業協同組合周南統括本部
- (2) 市内に所在する山口県農業協同組合の営農センター
- (3) 周南森林組合
- (4) 山口県漁業協同組合周南統括支店
- (5) 次の4つの要件**すべて**に該当する共助を目的とする団体
 - ① 市内に主たる事業所がある
 - ② 主たる構成員が農林漁業従事者である
 - ③ 法人格または規約がある
 - ④ 活動実績が1年以上である
- (6) 市内で農産物の収穫体験ができる農園を経営する事業者
- (7) 認定農業者のうち市内に主たる事業所がある農業法人

まずはご相談
ください

5 対象事業

令和2年3月1日以降に開始し、令和2年12月25日までに完了する事業
【新たな販路拡大のための取組み等】

インターネット販売、カタログ通販、宅配サービス導入、ダイレクトメール製作、新商品開発、研修会参加、商談会出展、イベント出展、足踏み式消毒器・消毒液・アクリル板等購入 など

6 申請方法

感染症拡大防止のため、申請は**郵送**にて受け付けます。

申請書等は、周南市ホームページからダウンロードできます。また、本庁・各総合支所・各支所にもあります。

郵送先・問い合わせ

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市 産業振興部 農林課 あて Eメール：norin@city.shunan.lg.jp

「周南市農林漁業者コロナ対策支援金」専用ダイヤル0834-22-8832 (平日9時～17時)